

議案第 22 号

平成 29 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度愛西市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 629,966 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,464,966 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 5 月 29 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

[単位：千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		2,169,248	162	2,169,410
	2 国庫補助金	214,407	162	214,569
14 県支出金		1,365,016	25,969	1,390,985
	2 県補助金	410,020	25,667	435,687
	3 県委託金	101,606	302	101,908
17 繰入金		347,706	310,800	658,506
	2 基金繰入金	347,704	310,800	658,504
19 諸収入		310,838	14,835	325,673
	5 雑入	112,497	14,835	127,332
20 市債		641,900	278,200	920,100
	1 市債	641,900	278,200	920,100
歳入合計		19,835,000	629,966	20,464,966

歳出

[単位：千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,498,624	14,811	2,513,435
	1 総務管理費	2,127,632	4,104	2,131,736
	7 防災費	73,988	10,707	84,695
3 民生費		8,281,135	5,089	8,286,224
	1 社会福祉費	4,614,134	2,377	4,616,511
	2 児童福祉費	3,292,548	2,712	3,295,260
4 衛生費		1,706,850	38,101	1,744,951
	1 保健衛生費	844,477	38,101	882,578
6 農林水産業費		1,053,048	156,275	1,209,323
	1 農業費	1,052,880	156,275	1,209,155
8 土木費		970,701	346,773	1,317,474
	2 道路橋梁費	370,506	211,292	581,798
	3 都市計画費	400,014	135,481	535,495
9 消防費		836,329	11,173	847,502
	1 消防費	836,329	11,173	847,502
10 教育費		1,966,447	57,744	2,024,191
	1 教育総務費	426,889	302	427,191
	2 小学校費	275,180	12,254	287,434
	3 中学校費	207,127	8,579	215,706
	4 社会教育費	205,367	26,695	232,062
	5 保健体育費	801,331	9,914	811,245
歳出合計		19,835,000	629,966	20,464,966

第2表 地方債補正

追加

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
親水公園東ゾーン 整備事業	128,200	普通貸借 又は 証券発行	年 6.0%以内 (ただし利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構 資金について、利率の見 直しを行った後において は、当該利率見直し後の 利率)	借入先の融通条件による。ただし 市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換えするこ とができる。

変更

[単位:千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政 対策	350,000	普通貸借 又は 証券発行	年 6.0 % 以内 (ただし利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該利率 見直し後 の利率)	借入先の融 通条件によ る。ただし 市財政の都 合により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還もし くは低利に 借換えする ことができ る。	500,000	普通貸借 又は 証券発行	年 6.0 % 以内 (ただし利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該利率 見直し後 の利率)	借入先の融 通条件によ る。ただし 市財政の都 合により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還もし くは低利に 借換えする ことができ る。